

平成 26 年度厚生労働省委託事業  
危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査

調査報告書

平成 26 年 12 月



## 目次

1. 調査概要 .....	1
2. 調査による判明事項 .....	12
3. 家内労働者の災害防止に係る問題点等 .....	20
4. 家内労働者の災害防止に係る課題 .....	23

## 1. 調査概要

### (1) 調査の目的

本調査は、「平成 26 年度厚生労働省委託事業 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」（以下、「本事業」という）において、家内労働者の災害発生の防止のため、危険有害業務に係る家内労働の作業環境、災害事例等についての実態把握を行った上で、その現状、問題点および課題を把握することを目的として行った。

### (2) 調査の種類および内容

#### ① 事業主団体や委託者に対する訪問調査

事業主団体および委託者から危険有害業務の実態について聴き取りを行う訪問調査を実施した。

##### i. 実施時期

平成 26 年 7 月～9 月

##### ii. 調査対象

- 訪問調査の対象とした事業主団体・委託者の地域・都道府県、業種および委託する危険有害業務の種類は、表 1 のとおりである。
- 訪問調査先の選定は、以下の基準に沿って行った。
  - ・ 東北、関東甲信越、東海北陸および近畿の各ブロックより 1 都道府県以上、合計 8 都道府県を選定
  - ・ 各県とも事業主団体と委託者合わせて 4 者以上、合計 34 者への訪問調査を実施
  - ・ 厚生労働省「家内労働概況調査」を基に、危険有害業務に従事する家内労働従事者数の多い都道府県、各都道府県において従事者数の多い危険有害業務を選定
  - ・ 幅広い業務・業種について実態を調査するため、業務・業種の重複ができるだけないよう選定
  - ・ 昨年度事業で調査した都道府県、業務・業種の組み合わせとの重複を避けるよう選定
- なお、事業主団体は、家内労働法による安全衛生措置の義務は課されていないが、これまで、傘下の委託者・家内労働者に対する災害防止に関する指導や情報提供の実施等、家内労働による災害防止のための取組みが実施されている例もあるため、調査対象に含めた。

表1 訪問調査の対象

地域	都府県	業種	委託する 危険有害業務の種類
東北	秋田県	木材・木製品製造業 電子部品・デバイス製造業	有機溶剤使用作業、 動力機械使用作業 等
関東 甲信越	埼玉県	皮革製品製造業(革靴)	有機溶剤使用作業、 動力機械使用作業 等
	東京都	金属製品製造業 プラスチック製品製造業	プレス機等使用作業
	新潟県	繊維工業(絹・人絹織物) 金属製品製造業(作業工具)	動力機械使用作業、 粉じん発散作業
東海 北陸	愛知県	その他製造業 繊維工業(毛織物)	プレス機等使用作業、 動力機械使用作業
近畿	滋賀県	精密機械器具製造業 皮革製品製造業(袋物) ゴム製品製造業 はん用内燃機関製造業	有機溶剤使用作業、 プレス機等使用作業 等
	京都府	繊維工業(絹・人絹・毛織物)	動力機械使用作業
	兵庫県	かばん製造業	動力機械使用作業、 プレス機等使用作業

iii. 調査事項

訪問調査の調査事項は、以下のとおりである。

- 事業主団体/委託者に関する基本情報
  - － 会員数/従業員数
  - － 会員の主な業種/事業内容
  - － 委託する家内労働者数、家内労働者の種類など
- 家内労働法で定める事項の遵守について（委託者のみ）
  - － 家内労働手帳の交付の有無
  - － 家内労働者の就業時間の把握
  - － 工賃の支払場所
  - － 委託状況届の提出の有無
- 家内労働者に対する安全衛生への取組
  - － 家内労働者に委託する危険有害業務の種類
  - － 事業主団体や委託者が実施/実施を予定する安全衛生対策
  - － 過去のヒヤリハットおよび災害事例
  - － 家内労働者の安全衛生対策上の問題点

- 今後の安全衛生対策
  - －行政等、委託者、家内労働者に各々期待すること
- 労災保険の特別加入状況
  - －加入の有無
  - －委託者等による保険料補助の有無

iv. 調査実施者

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社  
(東京都千代田区丸の内 1-2-1、本事業の実施事務局)

② 危険有害業務に従事する家内労働者に対するヒアリング調査

家内労働者から、個別に、危険有害業務の実態についての聴き取りおよび健康相談を行う、ヒアリング調査を実施した。

i. 実施時期

平成 26 年 10 月～12 月

ii. 調査の対象

- ヒアリング調査の対象とした家内労働者の地域・都府県、業種および従事する危険有害業務の種類は、訪問調査の対象と同一である。
- 調査実施数は、各県 5 人以上、合計 80 人とした。
- 家内労働者へのヒアリング調査にあたっては、事業主団体・委託者への訪問調査によって得た知見・現状認識と有機的に結び付けることが調査の効果・効率を向上させると考え、原則として、訪問調査を行った委託者が委託する家内労働者に対して行った。

iii. 調査事項

ヒアリング調査の調査事項は、以下のとおりである。

- 家内労働者に関する基本情報
  - －氏名/年齢/性別
  - －家内労働法の遵守事項について
- 家内労働者の安全衛生への取組
  - －危険有害業務の種類
  - －委託者からの機械、器具、原材料等の譲渡、貸与、提供の有無
  - －委託者による家内労働者の安全衛生措置の有無の認識
  - －家内労働者が、現在実施/実施を検討する安全衛生対策

- －過去のヒヤリハットおよび災害事例
- －家内労働者の安全衛生対策上の問題点
- ・今後の安全衛生対策
- ・労災保険の特別加入状況
  - －加入の有無
  - －委託者等による保険料補助の有無
- ・健康相談について
  - －業務に関する健康上の悩み、その他健康管理全般についての問題点等の確認

#### IV. 調査実施者

- ヒアリング調査は、医学的知見を有する労働衛生コンサルタントおよび東京海上日動リスクコンサルティング株式会社が行った。
- 各都府県で調査を行った労働衛生コンサルタントは、表2のとおりである。

表2 各都府県で調査を行った労働衛生コンサルタント

都府県	労働衛生コンサルタント	区分
秋田県	斉藤産業衛生事務所 斉藤 元一 氏	衛生
埼玉県	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問 後藤 博俊 氏	衛生
東京都	石田労務行政コンサルティング事務所 石田 亨 氏	
新潟県	(一財)上越環境科学センター 理事 センター長 田村 三樹夫 氏	安全/衛生
愛知県	石田労働安全衛生コンサルタント事務所 石田 修 氏	安全/衛生
滋賀県	伊香労働安全衛生コンサルタント事務所 伊香 實次 氏	安全/衛生
京都府		
兵庫県	近大姫路大学 看護学部 看護学科 准教授 藤井 智恵子 氏	衛生

#### (4) 調査結果まとめ

- 訪問調査結果をまとめたものを、5 ページに示す。
- ヒアリング調査結果をまとめたものを、6～11 ページに示す。

## (まとめ) 事業主団体・委託者に対する訪問調査 実施結果

### 訪問調査の実施状況

- すべての都府県において訪問調査を実施した。(8事業主団体、26委託者)  
秋田県：2団体・3委託者、埼玉県：4委託者、東京都：4委託者、新潟県：1団体・3委託者、愛知県：3団体・2委託者、滋賀県：4委託者、兵庫県：1団体・3委託者
- 調査した危険有害業務の中でも、危険性・有害性の度合いに開きがあった。危険性・有害性が比較的高いと考えられる作業としては、旋盤・ボール盤等による加工（滋賀・はん用内燃機関製造）や有機溶剤を使用した皮革の接着（埼玉・草鞆製造）など、危険性・有害性が比較的低いと考えられる作業としては、動力ミシンによる革・布の縫製（埼玉・草鞆製造、兵庫・かばん製造等）や力織機による織布（新潟・絹織物、京都・絹織物等）が挙げられる。
- 同一作業であっても、内職より専業の方が相対的に危険性・有害性が高くなる。
- 調査先においては、火傷やかぶれ、切り傷等の軽度の事故は発生していない。大きな事故は発生しては、口頭による注意喚起の例が最も多い。
- 委託者と家内労働者との関係性や委託者の規模により、取組みの度合いに差が見られた。
- 今後あると望ましい安全衛生対策としては、委託者による継続的注意喚起、行政等による設備導入・健診受診への金銭的支援、情報提供などが挙げられた。

都府県	業種	訪問調査先		危険有害業務の内容	想定リスク	事故発生有無/安全衛生に関する取組み	今後あると望ましい対策
		事業主団体	委託者				
東北	木材・木製品製造業	A 組合	A 社	有機溶剤を用いた接着、塗装 ・押断機の仕上げ研削 ・コテによる皮革の張りつけ	有機溶剤中毒 ・粉じん障害（じん肺） ・火傷	コテによる火傷、胡坐作業による痔 ・有機溶剤中毒は聞いたことがない ・注意喚起、有機溶剤等の勉強会・研修会	行政や団体による補助や情報提供
		B 組合	B 社	・塗装（胡坐作業）	漆かぶれ	漆かぶれ、長時間の胡坐作業による痔 ・ゴム手袋の着脱、手洗	特になし
関東 東 甲 信 越	電子部品・デバイス製造業	-	C 社	・はんだ付け ・巻き線	・スズ肺症、鉛汚染症 ・巻線機に巻き込まれ	・コテで家内労働者の子供がケガ ・口頭での注意喚起、換気、ファン使用	・注意事項の書面交付、継続的注意喚起 ・安全装置導入や特殊健康診断受診に 対する行政の金銭的支援
		-	D 社 E 社 F 社 G 社	有機溶剤を用いた接着 ・研削機による革の研削 ・動力ミシンによる革の縫い付け	有機溶剤中毒 ・裁断機に手指を挟まれ ・ミンソンの針が指に刺さる	過去、事故は聞いていない ・書面/口頭での注意喚起、ベルトエン化、 換気、マスク着用	・安全衛生装置導入時等の金銭的支援 ・相談窓口はあったらよい
	-	H 社 I 社 J 社 K 社	プレス機等を使用する作業	機械への挟まれ、巻き込まれ	過去、事故は聞いていない ・口頭での注意喚起、道具立て、冷工具の 提供、設定方法指導、小さい子供の有無 確認	・団体による周知・情報提供の継続	
	C 組合	L 社	力織機による織布	・騒音性難聴 ・機械に挟まれケガ	過去、事故は聞いていない ・織機へのガード設置、機械の調整・修理	・家内労働者の健康記録 ・行政による後継者育成支援	
新潟県	金属製品製造業(作業工具)	-	M 社 N 社	研削機による工具の研削	・粉じん障害（じん肺） ・研削機と接触	過去、事故は聞いていない ・機械故障時の修理業者紹介、健康診断 受診勧奨	安全装置導入や特殊健康診断受診に対す る行政の金銭的支援
		-	O 社 P 社	プレス機等を使用する作業	機械への挟まれ、巻き込まれ	過去、事故は聞いていない ・書面での注意喚起	まずは自社内で取組み、家内労働者に 展開したい
東海 北 陸	繊維工業(毛織物)	D 組合 E 組合 F 組合	-	力織機による織布	・騒音性難聴 ・機械に挟まれケガ	・縫機のローラーに巻き込まれ死亡 ・縫機の保守・メンテナンスの手伝い	特になし
		-	G 社 R 社	有機溶剤を用いた拭上げ、貼合せ ・動力ミシンによる縫製	有機溶剤中毒 ・ミンソンの針が指に刺さる	過去、事故は聞いていない ・口頭での注意喚起、保護具着用、換気	特になし
滋賀県	精密機械器具製造業 皮革製品製造業(袋物) ゴム製品製造業 はん用内燃機関製造業	-	S 社 T 社	・旋盤・ボール盤等による加工 ・ハンドプレスによる型抜き ・有機溶剤を用いた接着	機械への挟まれ、巻き込まれ ・有機溶剤中毒	過去、事故は聞いていない ・掲示、唱和、点検、換気、保護具着用、 安全装置設置、口頭/書面での注意喚起	・定期健診の費用補助 ・健診パスの派遣
		G 組合	U 社 V 社 W 社	力織機による織布	・騒音性難聴 ・器具の飛来によるケガ	・織用コンテナの爆発 ・口頭での注意喚起、耳せん使用勧奨、 織機へのガード設置	・助カ・配線に関する定期的注意喚起 ・高齢者対策
近畿	かばん製造業	H 組合	X 社 Y 社 Z 社	・動力ミシンによる縫製 ・裁断機による生地のカット	・ミンソンの針が指に刺さる ・裁断機に手指を挟まれ	・ミンソンの針が指に刺さる ・口頭での注意喚起、機械メンテナンス	・縫製者の育成サポート ・トレーニングセンターへの費用補助 ・ミンソンの技能検定制度



## (まとめ) 家内労働者に対するヒアリング調査 実施結果

### 概況

- すべての都府県において、家内労働者へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査実施数は、合計80人である。
- 専門的・家内労働者では概ね、作業の危険有害性を認識しているが、内職的家内労働者では、作業の危険有害性の認識が薄い者も見られた。機械作業の危険性は概ね認識されているが、化学物質の有害性が認識されていない場合がある。特に危険な作業と感じられない場合では、実際にそれほど危険な作業でないものも多い。
- 家内労働法の遵守状況としては、保護具の使用、委託者から交付された注意事項書面の作業場への掲示、有機溶剤容器への有機溶剤の名称・取扱い上の注意事項表示、有機溶剤の火気接近禁止の違反が見られた。
- 努力義務では、プレス機械等の安全装置の取付け、機械・器具への防塵措置、有機溶剤作業や粉じん作業における全体換気装置、局所排気装置等の設置の不遵守が見られた。
- 過去の災害事例では、手指の切断・切傷（秋田県、東京都、東京都、兵庫県）や変形（兵庫県）、骨折（新潟県）、骨折（新潟県）、腰痛、麻痺、肩こり、火傷などの例が聞かれた。作業起因かは不明であるが、高血圧、喘息、鼻づまり、肺炎、視力低下の症状がある者もいた。
- 労災保険の特別加入については、滋賀県の金属加工従事者以外は未加入であった（埼玉県、新潟県の織物業では過去に加入）。未加入の理由は、制度の存在を知らないためほとんどであった。
- 作業自体のリスクについては、全体的に、専門的・家内労働の方が使用している機械の台数や作業時間も多く、内職的家内労働よりも、危険有害性が高い傾向にある。
- 全体的に、専門的・家内労働の方が作業場が広い傾向はあるが、その分機械・器具を多く所有しているため、作業環境のリスクに大きな違いはない。
- 専門的・家内労働者は、自ら技能を持ち独立しているという意識が強く、自営業者意識をもつ者が多い。内職的家内労働者は、委託者に対しより受身的である。このため安全衛生に関しても、専門的・家内労働者は自己責任意識が強い。

地域	都府県	業種	危険有害業務の内容	ヒアリング実施数	家内労働者の種別	ヒアリング結果	災害発生リスク	課題・考えられる対策等
東北	秋田県	木材・木製品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸のこを用いた構(投皮)の裁断</li> <li>研削機を用いた構削り</li> <li>サンダーを用いた仕上げ研削</li> <li>有機溶剤を用いた接着</li> <li>コテによる投皮の張りつけ</li> </ul>	6人	専業	<ul style="list-style-type: none"> <li>【危険有害性の認識】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>機械作業の危険性など認識している</li> <li>【家内労働法の遵守状況】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>樹皮の機械加工時、防じんマスクを使用していない(使い捨てマスクを使用)</li> <li>丸のこの刃部に、覆いを取り付けていない(努力義務)</li> </ul> </li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>丸のこで指を切った</li> <li>腰、膝痛がある</li> <li>こてによるやけどを負ったことがある</li> </ul> </li> <li>【労災保険特別加入】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【作業自体に潜存するリスク】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>機械による手指の切断や、挟まれ・巻き込まれ、切れ、こすれ等の災害が発生する可能性がある。呼吸機能・研削作業等で発生した木材粉じんを吸入し、呼吸器の低下、肺疾患、喘息、鼻腔がん等を引き起こすおそれがある。</li> <li>長時間の立ち作業、胡坐での作業の継続により、腰痛や膝痛、痔等が発生/悪化する可能性がある。</li> <li>【作業環境に潜存するリスク】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>塵り作業を行う部屋と機械作業部屋との間に段差があり、転倒のリスクがある。</li> <li>加工機械のほか、木材・加工のための資材が所狭しと配置され、足下に電源コードや箱等の資材が置かれており、躓きや転倒のリスクがある。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸のこの刃部に保護カバーを設置すること、定期的にじん肺健康診断を受けること、機械作業時に防じんマスクを着用すること等の対策が考えられる。</li> <li>対策の実施にあたっては、家内労働者の自主的な取り組みのほか、角館工業協同組合や地方公共団体による、健康診断受診費用、防じんマスク購入費用の助成等も期待されることである。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>電子部品・デバイス製造業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>【危険有害性の認識】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>作業の危険有害性を認識している</li> <li>【家内労働法の遵守状況】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>委託者より交付された注意事項の書面を、作業場に掲示していない(仕様書と一緒に挿んで置いている)</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>はんだ付け(鉛フリー)はんだ使用</li> <li>はんだ槽で手をやけどしたことがある。その後、手動や車載の手袋を用い、機械の線に直接触れないようにしている</li> </ul> </li> <li>【労災保険特別加入】                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入(従事作業は特別加入対象外)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【作業自体に潜存するリスク】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>巻線機は回転部を有するため、挟まれ・巻き込まれ等の危険性がある。</li> <li>はんだ付け作業で発生するヒュームを長期間吸入した場合、はんだに含まれている金属類やフラックスの成分によって、じん肺、急性中毒、喘息発作等が発生するおそれがある。卓上扇風機で煙を飛ばしていることだが、うまく換気できない場合は、金属蒸気等を拡散する結果となってしまうおそれもある。</li> <li>はんだ付け作業時、溶融金属やフラックスの飛沫が顔面、眼に飛び込む可能性がある。</li> <li>【作業環境に潜存するリスク】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>作業部屋の作業部屋で作業していることから、自宅の塵れにある専用品の影響は相当程度軽減されていると言える。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はんだ付け作業に関し、鉛フリーはんだに使用されている金属類およびフラックスの成分の有害性を認し、換気装置等の必要な対策を講ずること、定期的健康診断に合格した後に、取り替え式の防じんマスクまたは使い捨て式の防じんマスクを使用すること、保護眼鏡を着用すること、定期的に、はんだの有害成分に対して特殊健康診断を受診すること等の対策が考えられる。</li> <li>委託者も家内労働者の安全衛生には関心がある様子であったため、対策実施にあたっては、マスク購入や健康診断の費用補助など、委託者による援助も期待されるところである。</li> </ul>

地域	都府県	業種	危険有害業務の内容	ヒアリング実施数	家内労働者の種別	ヒアリング結果	災害発生リスク	課題・考えられる対策等
関東甲信越	埼玉県	皮革製品製造業(革靴)	有機溶剤を用いた接着 ・有機溶剤を用いた接着	9人	内職	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有機溶剤の有害性を認識している者と、あまり認識していない者がいる</li> </ul> <p>【家内労働法の遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護マスクを使用していない</li> <li>引火性物品の近くで火気を使用している</li> <li>委託者から交付された注意事項の書面を、作業場に掲示していない</li> <li>全体換気装置(換気扇)、局所排気装置等を設置していない者もいる</li> <li>《努力義務》(努力義務)</li> </ul> <p>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腰痛が多少ある者、足腰に痛みがある者もいる</li> <li>作業起因かは不明であるが、高血圧、喘息・鼻づまりがある者もいる</li> </ul> <p>【労災保険特別加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入(サンダル工組合)に所属していた頃に加入していた者もいる</li> </ul>	<p>【発生するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業自体に潜在するリスク</li> <li>有機溶剤を使用する作業で、慢性中毒を引き起こすおそれがある(ただし、第2種有機溶剤であり、使用量も少ないため、換気扇等を通じて使用し、過度に体内に取り込む機会を避ければ、大きな健康障害につながるおそれは少ないと思われる)</li> <li>長時間の座り作業により、腰痛等に発症するおそれがある</li> </ul> <p>【作業環境に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冬場にストーブを使用しており、また作業場で喫煙している者もおり、有機溶剤の蒸気に引火し、爆発・火災が発生するおそれがある</li> <li>作業場に消火器を備えている者もいるが、使用期限を過ぎていて使えないおそれがある</li> <li>換気扇を設置/使用していない者もおり、換気が十分になれないおそれがある</li> <li>作業場が狭く整理・整頓が行き届いていない者もおり、踏み、踏いて転倒し、思わぬケガを負ったり、有機溶剤の缶を蹴ってこぼす等して、思わぬ事故が発生する可能性がある</li> </ul>	<p>有機溶剤の有害性をあまり認識していない者、安全衛生意識が高くない者もいる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護マスクを使用すること、全体換気装置または局所排気装置を設置すること等の対策が考えられる。</li> </ul>
	東京都	金属製品製造業	プレス機等を用いた金属/合成樹脂加工 ・銀ろう・フラックス等を用いたろう付け	7人	専業	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業の危険有害性を認識している</li> </ul> <p>【家内労働法の遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研磨作業において防じんマスクを使用していない</li> <li>プレス機の安全装置を取り付けている者がいる</li> </ul> <p>《努力義務》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械の危険源に覆い、囲いを取り付けていない者がいる</li> <li>《努力義務》</li> <li>研磨機に局所排気装置(集じん機)を設置していない</li> </ul> <p>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手の指先を切断した</li> <li>腰痛がある</li> <li>膝痛がある</li> <li>作業起因か不明であるが、肺気腫・肺炎を患った者がいる</li> </ul> <p>【労災保険特別加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入</li> </ul> <p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特段危険な作業ではないと考えている</li> </ul> <p>【家内労働法の遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関与なし</li> </ul> <p>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> <p>【労災保険特別加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入</li> </ul>	<p>【潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プレス機等による手指の切断や、挟まれ、巻き込まれ、切れ、こすれ等の災害が発生する危険性がある</li> <li>研磨機使用時に金属粉末を吸入し、じん肺を発生するリスクがある(ただし使用時間は1回に数分とことで、曝露時間は短い)</li> <li>ろう付け作業時にヒュームを吸入し、肺障害が発生するおそれがある</li> <li>ろう付け作業時の有害発熱光により、白内障や、網膜の熱損傷などの障害を引き起こす可能性がある</li> <li>重量物の運搬中に落下させ、足の指を骨折する等のケガを負うおそれがある</li> <li>作業環境に潜在している者がおり、物を取る際に急に不自然な姿勢となり、腰を痛めたり、転倒して思わぬケガを負う可能性がある</li> </ul> <p>【作業環境に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業場がやや雑然としており、腰を痛めたり、転倒して思わぬケガを負う可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の危険有害性を認識しつつも、長年の作業での慣れのためか、安全衛生対策が十分でない者がいる</li> <li>委託者は、これまで家内労働者の安全衛生にほとんど関与しておらず、そのような関係性がないと思われ、それからの対策実施に当たっての役割はあまり期待できない</li> <li>プレス機械の取り外し安全装置を設置すること、防じんマスクを使用すること、研磨機に局所排気装置を設置すること、じん肺健康診断の受診により受診すること、作業場を整理整頓すること等の対策が考えられる。</li> </ul>
		プラスチック製品製造業			内職	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特段危険な作業ではないと考えている</li> </ul> <p>【家内労働法の遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関与なし</li> </ul> <p>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> <p>【労災保険特別加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入</li> </ul>	<p>【潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業自体に潜在するリスク</li> <li>押入機(ハンドプレス)の使用を誤ることによる指挟みのおそれがある</li> </ul> <p>【作業環境に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家内労働者の認識と現状には特にギャップはなく、これまで通り、通常の作業を行えば、作業によるリスクは避けられるものと考えられる。</li> </ul>

地域	都府県	業種	危険有害業務の内容	ヒアリング実施数	家内労働者の種別	ヒアリング結果	災害発生リスク	課題 考えられる対策等
関東甲信越	新潟県	繊維工業(絹・人絹織物)	動力織機を用いた織布	7人	内職	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>織機作業の危険性を認識している者と、それほど危険性を感じていない者がいる</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>騒音作業に対し、耳栓を使用していない</li> <li>委託者から交付された注意事項の書面を、作業場に提示していない者がいる</li> <li>織機の回転部のカバーが取り付けられていないにもかかわらず、帽子または作業服を着用している者がいる</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>シャトルが飛び出したことがある</li> <li>織機に手を採みそうになったことがある</li> <li>作業原因は不明であるが、視力が低下した者もいる</li> <li>腰痛が多少ある者、足腰に痛みがある者もいる</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>未加入(以前は加入していた者もいる)</li> </ul>	<p>【作業自体に潜するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>織機の回転部(風車、プーリ、ベルト等)による挟まれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等による災害が発生する可能性がある</li> <li>シャトルカバーが設置されていない者もあり、飛び出したシャトルに衝突し、ケガを負う可能性がある</li> <li>耳栓を使用せず、大きな騒音の中に長時間いることで、騒音性難聴が発症するおそれがある</li> <li>長時間の座り作業、同一姿勢が長時間ある場合、腰痛や膝の痛み、眼精疲労等が発生する可能性がある</li> <li>【作業環境に潜するリスク】</li> <li>作業場は自宅の一室であるが、やや手狭な所もあり、掃除などの際に不自然な体勢となり腰を痛めるおそれがある</li> <li>家族が作業場に立ち入りした場合、織機の回転部に接触したり、飛び出したシャトルに衝突したりして思わぬケガを負う可能性もゼロではない</li> <li>織機の電源線等から火花が出て、綿埃や織機の機械油などに引火し、火災が発生するおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>織機作業の危険有害性を認識しつつも、長年の作業での慣れもあってか、耳栓を使用していない</li> <li>今後の対策としては、シャトルガードや回転部のカバーを設置すること、聴力検査の実施により騒音性難聴の有無を確認すること、綿埃等が定期的に点検すること、綿埃等の掃除をこまめに実施すること、対策実施にあたっては、家内労働者の自主的な取り組みも重要であるが、委託者による勧奨、指導援助も期待される。</li> </ul>
		金属製品製造業(作業工具)	研磨機を用いた工具の研磨		専業	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研磨作業の危険有害性を認識している</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>防じんマスクを着用していない</li> <li>ベルトサンダーのベルト部にガードを取り付けていない(努力義務)</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>研磨機のハブを運搬中に誤って落下させ、足の指を骨折したことがある</li> <li>研磨機の回転部での手、腕等がこすれは時々ある</li> <li>研削砥石が割れ、破片が飛散したことがある</li> <li>研磨対象物の固定が抜け、飛来したことがある</li> <li>腰痛がある</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>未加入</li> </ul>	<p>【作業自体に潜するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研磨機による挟まれ・巻き込まれ、切れ・こすれによる災害が発生する危険性がある</li> <li>研磨対象物(工具)が固定不足により、固定具から外れて飛散し、体に当たってケガを負うおそれがある</li> <li>研磨機のハブなど重重量物を運搬中に誤って落下させ、足の指等を骨折する可能性がある</li> <li>集塵装置は設置・使用しているものの、防じんマスクを着用しておらず、研磨で発生する粉塵の長年にわたる吸入により、じん肺を発症するおそれがある</li> <li>研磨による磨削火花や、作業者の身体に帯電した静電気の放電により着火して、集塵機内で粉塵爆発を起したり、火災が発生するおそれがある</li> <li>長時間の立ち作業、同一姿勢を継続した場合、腰痛や膝、腕の痛み、眼精疲労等が発生する可能性がある</li> <li>【作業環境に潜するリスク】</li> <li>研磨機の集塵装置の下部に設置された箱に粉塵が堆積しており、また周囲にも飛散しており、集塵装置の集塵能力が十分でないことも想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研磨作業の危険性は十分に認識しつつも、長年の作業での慣れもあってか、ベルトサンダーのベルト部のカバーが設置されていない</li> <li>粉塵のリスク(じん肺、粉塵爆発等)対策については、そこまで意識されていないようにも感じ取れた</li> <li>ベルトサンダーのベルト部にカバーを設置すること、集塵装置の集塵能力を再確認すること、防護マスクを使用すること、じん肺健康診断を受診すること等の対策が考えられる</li> <li>対策実施にあたっては、家内労働者自身による取り組みが不可欠であるが、家内労働者団体、行政による指導援助により、家内労働者による災害防止活動の促進を図ることが有効と考えられる。</li> </ul>

地域	都府県	業種	危険有害業務の内容	ヒアリング実施数	家内労働者の種別	ヒアリング結果	災害発生リスク	課題・考えられる対策等
東海北陸	愛知県	繊維工業(毛織物)	・動力織機を用いた織布	17人	専業	<ul style="list-style-type: none"> <li>【危険有害性の認識】</li> <li>・特に危険な作業とは考えていない者が多い</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>・騒音作業に対し、耳栓を使用していない</li> <li>・織機の危険源に覆い、囲いを取り付けていない</li> <li>《努力義務》</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>・シャトルの飛び出しが過去にあった</li> <li>・織機や台車に爪や指を挟んだことがある者がいる</li> <li>・整理で手を巻き取られたことがある者がいる</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>・未加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【作業自体に潜するリスク】</li> <li>・織機のシャトルの飛び出しや、回転部・可動部への接触により、ケガを負うリスクがある</li> <li>・長時間の立ち作業により、腰痛等を発症するリスクがある</li> <li>【作業環境に潜するリスク】</li> <li>・作業時は、常に織機による騒音が発症するリスクがある</li> <li>・毛織が多く、織機にもかかわらず、繊維を発生させる</li> <li>・じん・埃による健康障害や火災発生時のリスクも考えられる</li> <li>・作業場には消火器を備えているが、かなわない可能性もある</li> <li>・作業場は、織機の張り出しや床に段差があり、通路も狭いことから、転倒するなどとして、ケガを負うおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の中で作業は長年続けることによる慢性な難聴を引き起こす可能性があるが、家内労働者自身は危険有害性をあまり感じていない(むしろ幼少期から聞いている声であり、守守唄のように感じている)</li> <li>・長年大きな事故もなく作業を継続してきており、作業が安全であるとの認識が強い</li> <li>・安全衛生に関する情報は、それほど認識がない</li> <li>・織機に係わる災害事例(難聴、シャトルの飛び出し等)による事故等)などの安全講習、冊子の配布等、定期的に再認識をさせる方策も必要である</li> </ul>
						皮革製品製造業(袋物)	・有機溶剤を用いた貼合せ	11人
近畿	滋賀県	金属製品製造業	・旋盤・ボール盤等を用いた金属加工	11人	内職	<ul style="list-style-type: none"> <li>【危険有害性の認識】</li> <li>・ほとんどは作業の危険性を認識していると思われ</li> <li>・安全カバナーを取り外して作業している者がおり、思わぬケガを負うおそれがある</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>・帽子または作業服を着用していない者もいる</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>・チャックハンドルの付けたまま旋盤を回転させてしまい、ヒヤリとしたことがある者もいる</li> <li>・腰痛が多少ある者もいる</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>・加入している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【作業環境に潜するリスク】</li> <li>・工作機械による挟まれ、巻き込まれ、切れ、こすれ等の危険がある</li> <li>・高年齢で手元がやや不安定であり、かつ安全カバナーを取り外して作業している者がおり、思わぬケガを負うおそれがある</li> <li>・機械加工は基本おそれがある</li> <li>・腕の痛み、眼精疲労等を発生させる可能性がある</li> <li>・挿入れ作業では、眼を傷めたり、火傷を負うおそれがある</li> <li>【作業環境に潜するリスク】</li> <li>・個別作業場は、床面が板である</li> <li>・共同作業場は、床が油で多少滑りやすくなっており、転倒のリスクがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで事故が発生していないこととあり、作業の危険有害性の認識、災害防止意識はそこまで高くないようにも感じられたが、委託者の指導・管理がしっかりしているため、対策はきちんと実施されている</li> <li>・家内労働者も、委託者の指導員の指導・助言をきちんと聞いている様子であった</li> <li>・腰痛対策としては、一定時間ごとの休憩、体操・ストレッチ等の実施、作業台の高さ調節等が考えられる</li> </ul>

地域	都府県	業種	危険有害業務の内容	ヒアリング実施数	家内労働者の種別	ヒアリング結果	災害発生リスク	課題・考えられる対策等
近畿	京都府	繊維工業(絹・人絹・毛織物)	・動力織機を用いた織布	16人	専業/内職	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・織機作業の危険有害性を認識している</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>・騒音作業に対し、耳栓を使用していない者がほとんどである</li> <li>・帽子または作業服を着用していない</li> <li>・織機の危険源に覆い・困いを取り付けていない</li> </ul> <p>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャトルが飛び出し、戸やガラスに当たった者がいる</li> <li>・回転するベルト部に衣類が挟まれたことがある者がいる</li> <li>・雑音がある者がいる</li> <li>・織機のコンデンサーが爆発した者、煙を噴いたことがある者がいる</li> <li>・腫瘍がある者もいる</li> </ul> <p>【労災保険特別加入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入</li> </ul>	<p>【作業自体に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・織機の回転部(歯車、プーリ、ベルト等)により、挟まれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等による災害が発生する可能性がある</li> <li>・シャトルガードを設置していない者もあり、飛び出したシャトルに衝突し、ケガを負う可能性があること</li> <li>・耳栓を使用せず、大きな騒音の中長時間いることで、騒音性難聴が発症するおそれがある</li> <li>・長時間の立ち作業、同一姿勢が継続した場合、腰痛や膝の痛み、眼精疲労等が発生する可能性がある</li> </ul> <p>【作業環境に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族が作業場に立ち入った場合、織機の回転部に接触したり、飛び出したシャトルに衝突したりして思わぬケガを負う可能性もゼロではない</li> <li>・織機の電源線等から火花が出て、絹埃や織機の機械油などに引火し、火災が発生するおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・織機作業の危険有害性を認識しつつも、耳栓を使用せず、また織機の回転部の覆い・困いやシャトルガードを取り付けていない者もいる</li> <li>・織機の回転部の覆い・困いやシャトルガードを設置すること、聴力検査の実施により騒音性難聴の有無を確認すること、織機の電源線に点検すること、絹埃等の掃除をこまめに実施すること等の対策が考えられる</li> <li>・委託者は、これまで家内労働者の安全衛生にほとんど関与しておらず、そのような関係性にならないと思われることから、対策実施にあたっては、家内労働者の自主的な取り組みのほか、丹後織物工業組合による騒音健康診断受診の勧奨、労災保険特別加入制度の周知等も期待されるところである</li> </ul>



地域	都府県	業種	危険有害業務の内容	ヒアリング実施数	家内労働者の種別	ヒアリング結果	災害発生リスク	課題・考えられる対策等
近畿	兵庫県	かばん製造業	<p>危険有害業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力ミシンを用いた縫製</li> </ul>	7人	家内労働者の種別	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に危険な作業とは考えていない、それほど危険性はないと考えている</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>・問題なし</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>・腰痛の経験がある</li> <li>・右手人差し指の先が変形している者がある</li> <li>・肩凝り、首・手・腰の痛みがある者もいる</li> <li>・作業起因かは不明であるが、助力が低下している</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>・未加入</li> </ul>	<p>【作業自体に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間にわたる座り作業であり、慢性的な肩こり、首・手・腰の痛み等の障害を引き起こすおそれがある。</li> <li>・縫製にあたり、生地や糸を強く押さえる必要があり、指の歪みや腱鞘炎を引き起こすおそれがある。</li> <li>・ミシンの手元は照明で明るさが確保されているが、長時間にわたる集中作業であり、目の負担も大きく、障害を起こすおそれもある。</li> <li>【作業環境に潜在するリスク】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場は一般的に狭く、材料等の整理・整頓が行き届いていない場合、躓いて転倒し、思わぬケガをすることがある。</li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者自身は危険性を全く感していないため、新たな取組みとしては消極的である。</li> <li>・考えられる対策としては、縫製作業での事故事例の提示、作業場の整理整頓等の注意喚起が挙げられる。</li> </ul>
			職業		<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁断作業の危険性を認識している</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>・裁断機の一部に覆い、囲いを取り付けていない</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>・《努力義務》</li> <li>・裁断中に指等を切ったことがある</li> <li>・裁断機の刃を研ぐ際、ケガをすることがあった</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>・未加入</li> </ul>	<p>【作業自体に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間にわたる立ち作業であり、腰痛等の障害を引き起こすおそれがある。</li> <li>・長時間にわたる指や手の切削を招くおそれもある。</li> <li>・裁断機のメンテナンスとしての刃の手入れ（研ぎ作業等）時、ケガをすることがある。</li> </ul> <p>【作業環境に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境は民家であり、天井の梁が低く、頭をぶつけるおそれがある。</li> <li>・作業場は、材料等の整理・整頓が行き届いていない場合、躓いて転倒し、思わぬケガをすることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者自身は裁断機の危険性を認識しているが、新たな取組みには消極的である。</li> <li>・考えられる対策としては、裁断作業での事故事例の提示、作業場の整理整頓等の注意喚起が挙げられる。</li> </ul>	
			<p>危険有害業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤を用いた生地への印刷</li> </ul>		職業	<p>【危険有害性の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に危険な作業とは考えていない</li> <li>【家内労働法の遵守状況】</li> <li>・有機溶剤密着器に有害物の名称・取扱上の注意事項を表示していない</li> <li>・防じんマスクを使用していない</li> <li>・手袋を着用していない</li> <li>【ヒヤリハットおよび過去の災害事例】</li> <li>・なし</li> <li>【労災保険特別加入】</li> <li>・未加入</li> </ul>	<p>【作業自体に潜在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤を使用する作業であり、慢性的な中毒を引き起こすおそれがある（ただし、第2種有機溶剤であり、全体換気装置等を適切に使用して、適度に体内に取り込むことがなければ、大きな健康障害につながるおそれは少ないと考えられる）。</li> <li>・長時間の立ち作業であり、腰痛等に繋がるおそれがある。</li> <li>【作業環境に潜在するリスク】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用されている換気扇は一般家庭にあるものと同じであり、十分に換気がなされていない可能性がある。</li> <li>・作業場内に各場ストープが置かれており、有機溶剤の保管場所とはやや離れているが、火災が発生する可能性がある。</li> <li>・作業場の整理・整頓が行き届いていないと、躓いて転倒するなどして思わぬケガをすることがある。</li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者自身は有害性を認識しており、換気扇の使用や窓の開放等、換気を行っているが、冬の寒さのため窓を閉め切って作業を実施しており、換気・排気が十分でなく、また防塵マスク等の着用もしていないことから、長年にわたって有機溶剤にさらされ続けることにより慢性中毒を引き起こす可能性は否定できない。</li> <li>・考えられる対策としては、局所排気装置の設置や作業場の用途別区分画割等があるが、高額な費用がかかるため、行政による補助も有効である。</li> <li>・作業に起因するケガや疾病の経験がなく、危険有害性の認識があるものの対策には消極的であるため、災害事例（有機溶剤による引火燃発・火災事例、中毒事故事例等）などを提示することをも有効と考える。</li> </ul>

## 2. 調査による判明事項

### 2-1. 家内労働による災害発生リスク

家内労働による災害発生リスクについて判明した事項は、以下のとおりである。

#### (1) 危険有害業務の種類

- 今回調査した、家内労働者が従事している危険有害業務の内容、災害発生リスクは、5～11 ページの表のとおりである。

#### (2) 過去のヒヤリハット・災害発生有無

- 半数以上の家内労働者において、過去にヒヤリハット・災害（災害とは業務上の負傷・疾病をいい、ヒヤリハットは災害に至らなかった不安全事故をいう。以下同）の発生が聞かれた（80人中45人（ヒヤリハット22人、災害23人（負傷20人、疾病3人））、56.3%）。災害の内容は、指の切断・骨折・変形、機械への指の挟まれ、切傷、擦傷、火傷、腱鞘炎等である。都府県・業種別の発生状況は表3のとおり。
- また、作業起因かは不明であるが、難聴、腰痛、足・膝の痛み、肩こり・肩痛、高血圧、喘息、鼻づまり、肺気腫・肺炎、視力低下等の症状を訴える者もいた。
- 聴取を行った委託者/事業主団体の多くにおいて、過去のヒヤリハット・災害発生有無は把握されていなかった（聴取を行った委託者・事業主団体計34者のうち、過去に家内労働者のヒヤリハット・災害発生を聞いていない委託者・事業主団体は27者（79.4%））。把握されていた発生事例は、火傷、かぶれ、切り傷、刺し傷といった災害や、コンデンサの爆発といったヒヤリハットであった。ただし、愛知県の事業主団体によれば、過去、機械に巻き込まれる死亡災害があったとのことである。

表3 家内労働者におけるヒヤリハット・災害発生状況

都府県	業種	調査数	ヒヤリハット	災害		災害の内容
				負傷	疾病	
秋田県	木材・木製品製造業	5	0	2	0	手指切傷、火傷
	電子部品・デバイス製造業	1	0	1	0	火傷
埼玉県	皮革製品製造業	9	0	0	0	-
東京都	金属製品製造業	4	0	2	0	手指切断
	プラスチック製品製造業	3	0	0	0	-
新潟県	繊維工業	5	5	0	0	器具飛来
	金属製品製造業	2	0	2	0	手腕擦傷、足指骨折
愛知県	繊維工業	17	4	12	0	器具飛来、手指挟まれ等
滋賀県	皮革製品製造業	1	0	0	0	-
	金属製品製造業	10	1	0	0	(意図しない)器具回転
京都府	繊維工業	16	12	0	0	器具飛来、機器発煙等
兵庫県	かばん製造業	7	0	1	3	手指切傷、腱鞘炎等
合計(人)		80	22	20	3	

## 2-2. 家内労働者の災害防止に係る各主体の現状

前節の災害発生リスクに対する家内労働者、委託者等の取組状況等を以下に整理する。

### (1) 家内労働者の現状

#### ① 災害防止に関する取組み

##### i. 家内労働法における安全衛生措置の遵守状況

- 家内労働者において、家内労働法が遵守されていない例があった。家内労働者における、安全衛生関係の法遵守状況を表4に示す。
- 安全衛生に係る法遵守事項では、危害防止のための書面の掲示（規則第14条第2項）の違反（9人中7人、77.8%）、保護具の使用（規則第19条）の違反（50人中36人、72.0%）が疑われる例が多かった。また、危険物の取扱い（規則第20条）の違反（引火性物品の火気への接近）が疑われる例もあった。
- 法を遵守していない家内労働者は、法の規定を認識していないことが窺われた。

表4 家内労働法における安全衛生関係規定の遵守状況（家内労働者）

規定内容（条項）	種類	調査結果
危害防止のための書面の掲示（則14条2項）	義務	● 委託者から交付された書面が、作業場に掲示されていない。（秋田県、埼玉県）
有害物についての容器の使用等（則15条2項）	義務	● 遵守されていた。
保護具等の使用（則19条）	義務	● 必要な保護具を使用していなかった。（埼玉県、東京都、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県）
危険物の取扱い（則20条）	義務	● 引火性の物品（有機溶剤）の近くで、火気を使用していた。（埼玉県）
家内労働者の危害防止措置（則17条）	努力義務	● プレス機械の安全装置が取り外されていた。（東京都） ● 機械の回転部への覆い・囲いが取り付けられていなかった。（東京都、新潟県、愛知県、京都府）
設備等の設置（則18条）	努力義務	● 有機溶剤使用業務に対し、局所排気装置等が設置されていなかった。（埼玉県） ● バフ研磨機に、局所排気装置が設置されていなかった。（東京都）



ii. 家内労働法に規定された安全衛生措置以外の安全衛生対策

- 家内労働法で定められた安全衛生措置は、災害防止のための最低基準であり、委託者および家内労働者は、更なる安全衛生水準の向上を図るように努めなければならない（法第1条第2項）。家内労働法に規定されているもの以外で、家内労働者が、自らの安全衛生・災害防止のために行っている取組みとしては、法に規定されているもの以外の保護具（保護眼鏡、安全靴等）の着用、自治体による一般健康診断の受診、消火器の設置、機械・装置の点検・修理、整理整頓・清掃等があった。
- 家内労働法に規定されているもの以外の安全衛生対策を特に行っていない者、一般健康診断の定期受診のみの者が見られた（80人中23人、28.8%）。

② 今後の安全衛生対策

- 家内労働者において、今後の安全衛生対策は、特に考えていないという者がほとんど（80人中76人、95.0%）であった。

③ 危険有害性の認識、安全衛生に対する意識について

- 作業の危険有害性を認識している家内労働者が6割を占める（80人中48人、60.0%）が、特段危険な作業とは考えていない者も一定程度いる（80人中32人、40.0%）。
- 家内労働者は、内職的家内労働者（主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する者をいう。年金を受給している世帯主であって、家計の補助として家内労働に従事する者も含む。以下同）と専門的家内労働者（家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独でまたは家族とともにこれに従事する者をいう。以下同）に区別することができる。専門的家内労働者および以前は専門的家内労働者であった内職的家内労働者は、作業の危険有害性を認識しているが、その他の内職的家内労働者の中には、作業の危険有害性の認識が薄い者も見られた。
- 機械作業の危険性に比べ、化学物質の有害性の認識度は低い。動力機械を使用する者で、作業の危険有害性を認識しているのは64人中42人（65.6%）であるが、有機溶剤を使用する者では11人中4人（36.4%）であった。
- 専門的家内労働者は、自ら技能を持ち独立して生計を営んでおり、ヒアリングでも委託者の支援を期待するような声は聞かれず、またケガをするのは自己の不注意であると発言するなど、内職的家内労働者と比較して安全衛生に関する自己責任意識が強く、より自営業的、自主独立的である。一方で内職的家内労働者は、委託者から言われたとおりに作業を行う場合が多く、より受身的であると考えられる。

#### ④ 災害防止に関連するその他の事項

- 作業自体のリスクについては、全体的に、専門的・家内労働者（以前は専門的・家内労働者であった内職的・家内労働者を含む）の方が、内職的・家内労働者よりも、使用している機械の台数や作業時間も多く、災害リスクが高い傾向にある。  
（使用している機械の台数については、例えば、新潟県において織機作業に従事する内職的・家内労働者が使用する織機は 1 台であったが、愛知県や京都府において同作業に従事する専門的・家内労働者は複数台を使用していた。作業時間については下記のとおり。）
- 災害防止に間接的に関係する事項として、家内労働法において、家内労働者は、周辺地域の同一・類似業務に従事する労働者の通常の労働時間を超えて、業務に従事することとなるような委託を受けることがないように努めなければならない（法第 4 条）とされている。ヒアリング調査で聴取した家内労働者の就業時間は、内職的・家内労働者の場合、1 日平均 8.5 時間、専門的・家内労働者では、1 日平均 10.1 時間であった。愛知県、京都府の家内労働者の多くで、1 日の作業時間が 10 時間超となっているのは、長年の習慣や作業の区切りによるものであり、委託者に強いられているのではないとのことであった。

#### (2) 委託者の現状

##### ① 家内労働者の災害防止に関する取組み

##### i. 家内労働法における安全衛生措置の遵守状況

- 委託者において、家内労働法が遵守されていない例があった。委託者における安全衛生関係の法遵守状況を表 5 に示す。
- 安全衛生に係る法遵守事項では、危害防止のための書面の交付（家内労働法施行規則（以下、「規則」という）第 14 条）が行われていない例が最も多く見られた（対象 17 者中 14 者、82.4%）。それ以外では、有害物についての容器の使用等（容器への注意事項表示）（規則第 15 条）が行われていない例が見られた（7 者中 3 者、42.9%）。
- プレス機械などへの安全装置の取付け（規則第 10 条）、安全装置などの規格具備の確認（規則第 11 条、12 条）については、委託者が、プレス機械・シヤー等対象となる機械・器具を家内労働者に貸与等している例がなかった。
- 法を遵守していない委託者は、法の規定を認識していないことが窺われた。

表5 家内労働法における安全衛生関係規定の遵守状況（委託者）

規定内容（条項）	種類	調査結果
プレス機械などへの安全装置の取付け（則10条）	義務	（対象なし）
安全装置などの規格具備の確認（則11・12条）	義務	（対象なし）
機械・器具への防護措置（則13条）	義務	● 不遵守は確認されなかった。
危害防止のための書面の交付（則14条）	義務	● 危害防止のための書面が交付されていなかった。（秋田県、埼玉県、新潟県、滋賀県、京都府、兵庫県）
有害物についての容器の使用等（則15条）	義務	● 有機溶剤の容器に、有害物の名称や取扱上の注意事項を表示していなかった。（埼玉県、滋賀県）
設備設置および健診受診への援助（則21条）	努力義務	● 委託者が、家内労働者の設備設置や健診受診に対し援助を行っている例は見られなかった。

ii. 家内労働法に規定された安全衛生措置以外の安全衛生対策

- 家内労働法に規定されているもの以外で、委託者が、家内労働者の安全衛生・災害防止のために行っている取組みとしては、家内労働者への口頭による注意喚起・説明の例が最も多い（26者中14者、53.8%）。口頭注意喚起以外では、保護具の支給、機械類を使用させる場合の機械の保守・修理などが実施されている。
- 家内労働者に対し、特段の安全衛生対策を実施していない委託者も少なからず見られた（26者中9者、34.6%）。
- 自らの事業所における製造加工業等と家内労働者への委託を共に実施している委託者については、特に小規模の場合、自らの事業所の安全衛生確保措置ですら覚束なく、家内労働者への安全衛生に関する指導援助まで行う余裕・能力がなく実施できない、と発言した者がいた。

② 今後の安全衛生対策

- 委託者による今後の安全衛生対策は、特に考えていないという者が最も多かった（25者中14者、56.0%）。挙げられた今後の対策は、口頭での注意喚起の継続、危険性の少ない原材料の使用、健康診断の斡旋、高齢者対象の視力検査の実施等であった。

### ③ 家内労働者の安全衛生に対する意識について

- 本調査では、家内労働の安全衛生に対する委託者の意識について直接的には確認していないが、前述のとおり、自らの事業所の安全衛生確保措置ですら覚束ない委託者にあつては、家内労働者の安全衛生に対する意識は乏しいと考えられる。また、家内労働者の安全衛生について関知していないという委託者もあった。

### ④ 家内労働者の災害防止に関連するその他の事項

- 行政に期待する対策として、家内労働者による設備導入・健診受診への金銭的支援、集落で集団的に家内労働が行われている地域への健診バスの派遣、情報提供などが挙げられた。
- 災害防止に間接的に関係する事項として、家内労働法において、委託者は、周辺地域の同一・類似業務に従事する労働者の通常の労働時間を超えて、家内労働者が業務に従事することとなるような委託をしないように努めなければならない（法第4条）と規定されているが、家内労働者の就業時間については、把握していない場合が多く（23者中13者、56.5%）、時間を把握している場合は、1日に数時間という例が多かった（平均では4.85時間）。京都府の委託者において、1日に10時間という例も聞かれたが、これは、織物を一反織るのに9時間を要し、途中で止めると品質上の問題が生じうるため、一反を織りきるまで作業しているとのことであった。
- 災害防止に直接関係する事項ではないが、委託者による委託状況届の提出（法第26条）を行っていない者があった（25者中8者、32.0%）。
- 委託者の中には、「家内労働者＝内職」と考えており、一部の専門的・家内労働者（とりわけ、プレス機械やシヤー等の工作機械を用いて金属等の加工を行う者）を家内労働者と認識しておらず、家内労働法の対象になると考えていない者があった。

## (3) 事業主団体の現状

### ① 家内労働者の災害防止に関する取組み

- 調査した8つの事業主団体のうち、5団体は委託者と家内労働者を構成員としており、3団体は委託者のみを構成員としていた。
- 委託者と家内労働者を構成員とする5団体のうち3団体は、設備設置や健康診断受診の勧奨・推進、勉強会の開催、周知・情報提供等の取組みを行っていた。実施されている取組みは、家内労働者に対するものである。
- 委託者のみを構成員とする3団体ではいずれも、安全衛生に関する取組みは行われていなかった。災害防止に直接関係する事項ではないが、このうち2団体

では、委託状況届提出の周知が行われていた。

## ② 今後の安全衛生対策

- 事業主団体においては、今後の対策は特に考えていないという者が多かった（8者中6者、75.0%）。挙げられた今後の対策は、委託者と家内労働者を構成員とする団体では高齢者対策の検討、委託者のみを構成員とする団体では、組合員への指導・周知の継続であった。

## 2-3. 家内労働者の災害防止に係る環境の現状

### ① 家内労働の危険有害性について

- かつてと比較して、使用する機械、材料の危険有害性は低下してきている。例えば機械については、操作方式による安全化（プレス機械の足踏み式から両手操作式への変更等）や、安全装置の設置および方式の高度化（手払い式から光線式への変更等）が挙げられる。また材料については、鉛を含まない鉛フリーはんだ、接着剤の低トルエン・ノントルエン化などの例が挙げられる。

### ② 委託者と家内労働者の関係性等について

- 専門的家内労働者（以前は専門的家内労働者であった内職的家内労働者を含む）の場合、家内労働者が委託者と同等またはそれ以上の業務知識、技能、経験を有している。また、この者たちは前述のように自営業者意識を持っており、委託者も、独立した先として捉えている。こうした事情もあり、委託者から、家内労働者に業務の危険有害性や安全な作業方法について書面を交付して注意喚起や、指示をしたり、設備設置や健診受診について指導援助するといった立場にないという声が聞かれた。
- 委託者からは、こうした専門的家内労働者は、自らのやり方を変えたがらない者が多く、新たななり手がおらず希少となっていることもあって、意に沿わないことを言って機嫌を損ね、仕事をやめられたくないといった声が聞かれた。

## 2-4. その他（労災保険特別加入）

### (1) 家内労働者の労災保険特別加入状況

- 労働者災害補償保険法に基づき、業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、労災保険に特別加入できるようになっているが、労災保険特別加入制度については、滋賀県の金属加工従事者以外は未加入であった（埼玉県の革靴製造、新潟県の織物業では過去に加入していた例あり）。
- 加入していない理由としては、制度の存在を知らない、制度は知っているが必

要性を感じていない、民間や団体の別の傷害保険/災害補償に加入している等が挙げられた。

- 加入している滋賀県の例では、委託者が、加入手続に必要な団体を組織していた。

(2) 労災保険特別加入に係る委託者等の把握状況

- 委託者・事業主団体では、周辺地域・同一業種の家内労働者による特別加入の有無を把握していない者がほとんどであった（33 者中 31 者、93.9%）。（なお、特別加入は家内労働者の任意によるものであり、委託者には、制度内容や委託する家内労働者の加入有無の把握、家内労働者への周知等は義務づけられていない。）
- 行政による保険料補助の制度については把握されていなかった。また、委託者や事業主団体による保険料補助の例は今回の調査では見られなかった。

### 3. 家内労働者の災害防止に係る問題点等

家内労働者の数は全国的に減少し続けており（厚生労働省「家内労働概況調査」によれば、家内労働法が制定された昭和45年以降、家内労働者数は、昭和48年の1,844,400人をピークとしてその後減少が続いており（図1）、平成25年は117,333人）、危険有害業務に従事する家内労働者数も同様である（近年では平成17年以降減少が続いており（図2）、平成25年は12,308人）。また18ページに記載のとおり、家内労働の危険有害性は、機械や材料の改良等により低下してきている。このため、家内労働における災害発生の絶対数は減っていくことが予想される。他方、本調査においても、近年の災害発生が確認されたところであり、災害発生のリスクは依然として存在しているものと考えられる。

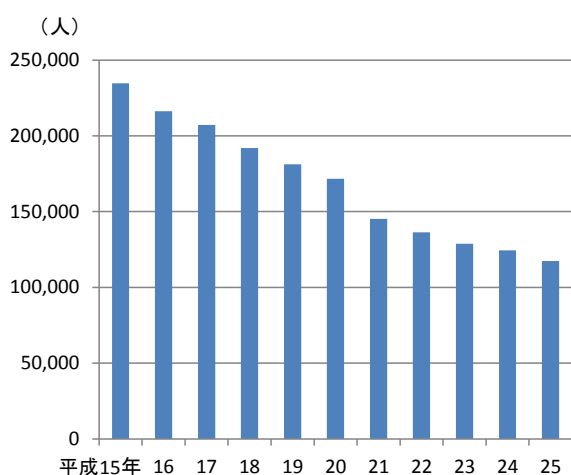


図1 近年の家内労働者数の推移

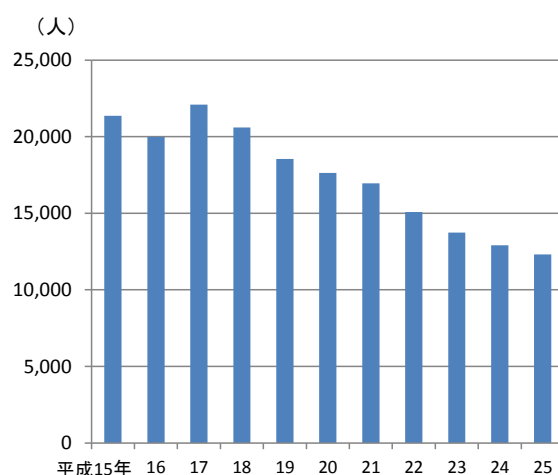


図2 危険有害業務に従事する家内労働者数の推移

家内労働者の安全衛生の確保のためには、委託者、家内労働者それぞれが、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持ち、自ら積極的に、災害防止に取り組むことが求められるが、本調査の結果、委託者・家内労働者において必ずしもそれがなされていない現状が明らかとなった。

本調査結果に基づき、今後、家内労働者の災害の発生を一層減らしていくにあたっての問題点、更なる改善余地のある点を以下に述べる。

#### (1) 家内労働法の不遵守

- 13、15 ページに記載のとおり、委託者および家内労働者において、家内労働法に規定された安全衛生措置の義務規定が遵守されていない例がある。
- 家内労働による災害の防止のためには、法に規定された安全衛生措置のうち努力義務についても遵守することが有効であるが、表4、表5に示したとおり、必ずしも遵守されていない状況である。

(2) 家内労働法以外の災害防止措置の未実施

- 家内労働法で定められた安全衛生措置は、災害防止のための最低基準であり、更なる災害防止のためには、法に規定された以外の対策\*の実施も重要であるが、委託者および家内労働者等において、これらの対策の実施を行っていない者が見られる。  
※ 例えば本調査で見られたものとしては、法に規定された以外の保護具（保護眼鏡、安全靴等）の着用、自治体による一般健康診断の受診、消火器の設置、機械・装置の点検・修理、整理整頓・清掃等がある。
- 家内労働法に規定された以外の災害防止措置の一つとして、家内労働者が使用する、家内労働者に危害を及ぼすおそれのある機械・器具や原材料自体の安全化や、安全防護装置の高度化が挙げられる。使用する機械・器具や原材料自体の危険有害性の低減等は、災害防止のために非常に効果的であり、更なる推進の余地がある。
- その他の、法に規定された以外の災害防止措置としては、6～11 ページの表の最右列に記載した対策などがある。

(3) 家内労働法等に関する知識の欠如・不足

- 家内労働法の不遵守は、法令知識の欠如・不足が主な原因と思われる。家内労働者にあつては、自らが家内労働者であると認識していない場合、家内労働者であることは認識していても家内労働法の内容を知らない場合等があると考えられる。
- また、家内労働法に規定された以外の災害防止措置を講じるためには、業務の危険有害性および安全衛生対策に関する知識が必要であるが、これが十分でない者が見られる。14 ページに記載のとおり、とりわけ内職的家内労働者（以前専門的家内労働者であった者\*を除く）において、その可能性が高い。  
※ 元々は専門的家内労働者であった者が、年金受給開始年齢となり、定義上、内職的家内労働者となった者をいう。

(4) 安全衛生意識等の欠如等

- 仮に業務の危険有害性および家内労働法の規定を認識していても、安全衛生に対する意識、災害防止への意識が低いため、災害防止措置を十分に講じていない者がある。
- 実際、本調査では、更なる安全衛生対策を講じる余地があると見受けられる家内労働者が多く見られたが、大多数の家内労働者は、対策の必要性を感じていない。



- また本調査では、家内労働者の半数以上が過去にヒヤリハット・災害を経験しているにもかかわらず、委託者の9割近く（26者中23者）が、過去に家内労働者のヒヤリハット・災害発生を聞いていない。このことは、委託者が、家内労働者の災害防止意識を持ってなくする理由の一つと考えられる。（なおこの差の原因は、ヒヤリハットや軽度のケガ等については家内労働者が委託者に伝えていないこと、家内労働者の疾病・症状については委託者が認識していたとしても、それが委託作業に起因するものと考えていないこと等が考えられる。）
- 委託者および家内労働者において、安全衛生意識、災害防止意識が乏しいことの要因としては、過去にヒヤリハット・災害を経験していない、聞いていないことのほか、長年の委託・作業による慣れ等が考えられる。

(5) 資源上の制約および委託者と家内労働者の関係性上の問題

- 委託者の中には零細企業も多く、独力で法令の遵守体制を整えたり、家内労働者への指導援助を行うことが難しい者がある。また家内労働者においては、工賃収入も限られる中、安全衛生設備の設置等を行う余裕のない者があると考えられる。
- 委託者の中には、自らと同等またはそれ以上の業務知識、技能、経験を有し、自主独立した専門的・家内労働者に対し、業務の危険有害性や安全な作業方法について書面を交付して伝えたり、設備設置や健診受診について指導援助を行うことを憚る者がある。

(6) 更なる実態把握の必要性

- 家内労働には様々な形態があり、その全般的な実態把握は困難であるうえ、委託状況届を提出していない委託者もかなりある（本調査では、調査した委託者の32.0%が未提出）が、安全衛生に関する実態把握は、対策樹立の基礎となるものであることから、実態把握をさらに推進する必要がある。
- 委託者が委託状況届を提出していない要因としては、法令知識の欠如、法の理解不足（家内労働者の定義を理解しておらず、委託先が家内労働者であると認識していない等）、失念（法遵守体制の未整備を含む）、故意などが考えられる。

#### 4. 家内労働者の災害防止に係る課題

- (1) 家内労働法における安全衛生措置、業務の危険有害性等に関する認識・理解の向上
- 家内労働法に定める安全衛生措置の遵守は、家内労働者の災害の発生を防止するための基本的事項であるが、遵守されていない例が見られる。家内労働法の不遵守の背景は、法令の認識・理解不足が大きいため、委託者および家内労働者の、家内労働法における安全衛生措置の認識・理解を促進させるとともに、各措置の遵守状況の自主点検・実施につき、推進・指導等を徹底することが必要である。
  - 委託者および家内労働者の中には、家内労働法の安全衛生措置の他にも災害防止対策の余地があるにもかかわらず、業務の危険有害性や安全衛生対策に関する知識が十分でなく、これを行っていない者もあることから、委託者および家内労働者における、業務の危険有害性や安全衛生対策に関する知識の向上を図ることが重要である。
  - 家内労働法に規定された措置以外の災害防止対策については、効果の程度や負担の大きさ等を考慮したうえで、危険有害業務の種類・内容ごとに、具体的な対策内容を示すことが望ましい。
- (2) 家内労働における災害防止意識の高揚
- 委託者および家内労働者の中には、家内労働における安全衛生に対する意識、災害防止への意識が乏しい者が見られるため、広報活動等により、家内労働における災害防止意識の高揚を図ることが必要である。
- (3) 各主体による自主的災害防止措置の促進
- 家内労働者の中には、資源上の余力がなく、安全衛生設備の設置等を行うことが難しい者もあると考えられることから、委託者は、家内労働法上も、設備設置や健康診断受診について家内労働者への必要な援助に努めることとされており、家内労働者が安全衛生設備を設置し、また特殊健康診断を受診することができるよう援助を行うことが望まれ、これを促進することが有効である。
  - また、上記のような努力義務は課されていないが、家内労働者と委託者の雇用に準じた関係性を考慮すると、委託者が家内労働者よりも知識・情報を有している場合などには、提供する機械・原材料等の安全化、作業環境測定の実施、保護具の支給のほか、委託者が、家内労働者が安全に作業できるための様々な指導援助を行うことが望まれ、これを促進することが有効である。
  - このとき、前述のとおり、内職的家内労働者は委託者に対し受身的である場合が多いため、委託者が直接的に関与して指導援助することが有効であると考え

られる一方、専門的・家内労働者はより自主独立的である場合が多いため、委託者を介した指導援助に加えて、家内労働者が加入する団体を介した指導援助、情報提供等が有効と考えられ、これを促進することが望まれる。家内労働者の団体が存在しない場合は、家内労働者のネットワーク化を図ることが有効と考えられる。

- また、委託者の中には、規模も小さく独力で家内労働者への指導援助を行うことが難しい者もあることから、委託者が加入する団体が、委託者への周知・情報提供、指導等を行うことにより、構成員である委託者を支援することや、行政等による委託者への支援、家内労働者への指導援助も必要であり、これを促進・拡充することが有効である。
- 家内労働者の災害防止にあたり、委託者、家内労働者、委託者や家内労働者が加入する団体以外の者（例えば最終製品を製造する大企業等）による役割についても、今後検討が望まれる。

#### (4) 実態把握の強化と地域・業種に応じた対応

- 家内労働の安全衛生対策を適切に推進するためには、まず、安全衛生に関する実態をはじめ家内労働の全般的な実態把握をさらに進める必要がある。
- 実態把握の基礎となる委託状況届および家内労働死傷病届の提出の徹底を図るとともに、都道府県労働局を含めた各関係者の協力を求め、把握の方法を工夫することにより、作業実態、災害発生状況等の実態把握をより一層推進することが望まれる。
- 家内労働における全体的な安全衛生の水準は、作業内容、従事時間、作業環境から見て、かつてと比較して向上していると思われるものの、地域・業種によって、作業の危険有害性に差が生じると考えられる。そのため今後は、家内労働の全体的な安全衛生水準の底上げのほか、危険有害性が相対的に高い業務に従事する家内労働者が多い地域・業種を特定し、その地域・業種に応じた、きめ細かい対応を行っていくことが望ましい。

以上



【別添2】家内労働者に対するヒアリング調査 まとめ表 (その1)

No.	地域	都府県	業種	性別	年齢	専業的/内職的	元職業	従事している危険有害業務の種類	危険性/有害性	危険有害性の認識	1日の労働時間	家内労働法の遵守状況(安全衛生関係)	左記以外で実施している安全衛生対策	過去のヒヤリハット/災害事例の有無	今後の安全衛生対策の有無	労災保険特別加入の有無	健康上の悩み・問題点			
1	東北	秋田県	木材・木製品製造業	男性	72	内職	*	・糸のこを用いた棒の截断 ・ペーパー研磨機を用いた棒削り ・サンダーを用いた仕上げの磨き ・約200度に熱した線(こ)を用いた皮の張り付け ・有機溶剤(トルエン)を含んだ接着剤を用いた茶箱の帯部分の接着	危険性/有害性 危険性/有害性	機械作業の危険性などよく認識している。	9.5	-	(不明)	・機械への防護措置(努力義務) ・設備等の設置(努力義務) ・冷具の使用 ・使い捨てマスクの使用 ・一般健診受診	無	有	なし			
2				女性	67	内職		同上	同上	危険性/有害性	同上	9.5	-	(不明)	同上	無	有	なし		
3				男性	42	専業		同上	同上	同上	危険性/有害性	同上	9.5	-	(不明)	有	有	無	なし	
4				女性	37	内職		同上	同上	同上	危険性/有害性	同上	9.5	-	(不明)	無	有	無	なし	
5				男性	38	専業		・モーターを使用した棒削り ・サンダーを用いた仕上げの磨き ・約200度に熱した線(こ)を用いた皮の張り付け	危険性/有害性	作業の危険有害性を認識している。	7	-	-	○		・モーターを使用する際には気をつけて作業している。 ・発生する粉じんは加湿機で飛ばしている。 ・サンダー使用時のゴーグル(保護眼鏡)使用 ・粗砂をとるため手袋着用 ・巻線作業時の手袋不使用 ・巻線機の回転部に物が倒れないよう、周囲に物を置かないようにしている。 ・はんだ付け時に発生するフロンガス等のヒューム(煙)を直排風機を使用 ・全体換気装置(換気扇)の設置 ・防塵マスクの使用 ・はんだ槽でのやけど防止のため手袋使用	有	無	-	なし
6	関東	埼玉県	電子部品・デバイス製造業	男性	47	専業		・巻線機を使用した巻き線 ・はんだを使用したはんだ付け	危険性/有害性	作業の危険有害性を認識している。	6	x	-	-	有	無	-	なし		
7				男性	75	内職	*	有機溶剤を含む接着剤を用いたヒール巻き	危険性/有害性	有機溶剤の危険性は認識している。	3.5	x	-	x	○			無*	なし	
8				女性	70	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	3.5	x	-	x	○			無*	なし
9				女性	64	内職		有機溶剤を含む接着剤を用いたヒール巻き作業	危険性/有害性	特段危険な作業ではないと考えている。	7.5	-	-	x	○		無	無	無	なし
10				女性	60	内職		有機溶剤を含む接着剤を用いたヒール巻き作業	危険性/有害性	特段危険な作業ではないと考えている。	10	x	-	x	x		無	無	無	なし
11	関東	埼玉県	皮革製品製造業	男性	68	内職	*	同上	危険性/有害性	同上	10	x	-	x	○			無	なし	
12				女性	81	内職		有機溶剤を含む接着剤を用いたヒール巻き、中底の巻き	危険性/有害性	有機溶剤の有害性についての認識はあるが、特段危険な作業ではないと考えている。	7	x	-	x	○		無	無	無	年のせいもあり、足腰の痛みがある。
13				男性	83	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	7	x	-	x	○			無	なし
14				男性	72	内職	*	有機溶剤を含む接着剤を用いたヒール巻き	危険性/有害性	有機溶剤の有害性はよく認識している。	4.5	-	-	x	○		無	無	無	・血圧が高い。 ・喘息、鼻づまりが少しある。
15				女性	68	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	4.5	-	-	x	○				無

【別添2】家内労働者に対するヒアリング調査 まとめ表 (その2)

No.	地域	都府県	業種	性別	年齢	専門的 内職的	元 専 業	従事している危険有害業務 の種類	危険性/ 有害性	危険有害性の認識	家内労働法の遵守状況(安全衛生関係)			過去のヒヤリハット・災害事例の有無	今後の安全衛生対策の有無	労災保険特別加入の有無	健康上の悩み・問題点	
											1日の労働時間	交付書面の提示	器具使用・表示					保護具の使用
16			金属製品製造業	男性	71	内職	*	・パワープレス、フートプレス(トコパン)、レンジャー(ペーリングマシン(足踏み切断機)等を用いたハンドバッグ用金具の加工 ・銅ろう(銅、錫、亜鉛を含む)、フラックス(塩酸を含む)等を用いたろう付け加工	危険性/ 有害性	作業の危険有害性を認識している。	-	x	-	有	無	無	昔から、大腸の潰瘍や通腸性大腸症候群の症状がある。	
17				女性	67	内職		同上	危険性/ 有害性	同上	-	x	-	無	無	無	なし	
18		東京都	プラスチック製品製造業	男性	69	内職	*	ボール盤、研削盤、フートプレス(ケトパン)、パワープレス等を用いた金属加工	危険性	作業の危険有害性を認識している。	-	○	-	有	無	無	B型肝炎を患いましたが、今では治癒した。	
19				女性	58	内職		同上	危険性	同上	-	○	-	無	無	無	なし	
20			同上	女性	33	内職		同上	危険性	特段危険な作業ではないと考えている。	-	-	-	無	無	無	なし	
21				女性	47	内職		同上	危険性	同上	-	-	-	無	無	無	なし	
22			同上	女性	41	内職		同上	危険性	同上	-	-	-	無	無	無	なし	
23				女性	68	内職		動力織機を用いた織織り作業	危険性/ 有害性	織機作業の危険性を認識している。	-	x	-	有	無	無	指力が低下したため、老眼鏡を着用している。	
24			同上	女性	77	内職		動力織機を用いた織織り作業	危険性/ 有害性	織機作業の危険性を認識している。	○	x	-	有	無	無	指力が低下したため、老眼鏡を着用している。 ・耳は問題ないが、強力が少し低下した。外に出るときは眼鏡を着けている。 ・以前、白内障の手術を受けた。 ・足、腰が痛い。 ・耳が遠くなった。 ・指力が低下した。	
25				女性	76	内職		動力織機を用いた織織り作業	危険性/ 有害性	織機作業の危険性を認識していると思われる。	-	x	-	有	無	無	なし	
26		新潟県	同上	女性	83	内職		動力織機を用いた織織り作業	危険性/ 有害性	織機作業の危険性は、それほど感じていないように思われる。	-	x	-	有	無	無	2～3年前、白内障の手術を受けた。	
27				女性	68	内職		動力織機を用いた織織り作業	危険性/ 有害性	織機作業の危険性を認識している。	○	x	-	有	無	無	なし	
28			金属製品製造業	男性	64	専業		平面自動研削機(パフ研削)、ベルトサンダーを用いた作業工具の研削	危険性/ 有害性	研削作業の危険有害性を認識している。	-	○	-	有	無	無	なし	手根管症候群を患っている。
29				女性	61	内職		同上	危険性/ 有害性	同上	-	○	-	有	無	無	なし	

【別添2】家内労働者に対するヒアリング調査 まとめ表 (その3)

No.	地域	業種	性別	年齢	専門的/内職的	元職業	従事している危険有害業務の種類	危険性/有害性	危険有害性の認識	1日の労働時間	家内労働法の遵守状況(安全衛生関係)	過去のイヤ/ハット・災害事例の有無	今後の安全衛生対策の有無	労災保険特別加入の有無	健康上の悩み・問題点		
30	東京都 東北区	繊維工業	男性	76	内職	* 業	動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	特に危険な作業とは考えていない。	12	容器使用・表示	危険物の取扱	左記以外で実施している安全衛生対策	無	なし		
31			女性	73	内職		同上	同上	危険性/有害性	同上	12				無	なし	
32			男性	40	専業		動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	特に危険な作業とは考えていない。	同上	14				無	なし	
33			女性	40	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	8				無	なし	
34			男性	75	内職	*	同上	危険性/有害性	同上	同上	8				無	なし	
35			女性	70	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	8				無	なし	
36			女性	47	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	8				無	なし	
37			男性	52	専業		動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	特段危険な作業とは考えていない。	同上	17					無	なし
38			女性	49	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	17					無	なし
39			男性	67	内職	*	動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	特段危険な作業とは考えていない。	同上	14					無	なし
40			女性	70	内職		同上	危険性/有害性	同上	同上	14					無	なし
41					男性	60	専業		動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	特に危険な作業とは考えていない。	14.5				無	なし
42					男性	54	専業		同上	危険性/有害性	同上	14.5				無	なし
43					男性	47	専業		動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	作業の危険性を認識していると思われる。	12				無	なし
44					女性	75	内職		同上	危険性/有害性	同上	12				無	なし
45					男性	59	専業		動力織機を用いた機織り作業	危険性/有害性	特に危険な作業とは考えていない。	10				無	なし
46			女性	54	内職		同上	危険性/有害性	同上	10				無	なし		

【別添2】家内労働者に対するヒアリング調査 まとめ表 (その4)

No.	地域	都府県	業種	性別	年齢	専門的・内職的職業	正・副職業	従事している危険有害業務の種類	危険有害性の認識	家内労働法の遵守状況(安全衛生関係)			左記以外で実施している安全衛生対策	過去のヒヤリハット・災害事例の有無	今後の安全衛生対策の有無	労災保険の加入の有無	健康上の悩み・問題点
										1日の労働時間	交付書面の掲示	容器的使用・表示					
47			皮革製品製造業	女性	88	内職	有機溶剤を含む接着剤を用いた、フオーメーションハップのメッキ部分の貼合せ作業	作業の有害性は特段認識していない。	危険性/有害性	危険性/有害性	2.5	-	○	○	無	無	腰が痛い。足も多少痛む。
48				女性	54	内職	旋盤を用いた、燃料噴射ノズル部品のねじ切り加工	作業の危険性は、認識していると思われる。	危険性	危険性	4	-	-	○	無	有	なし
49				女性	70	内職	燃料噴射ノズル部品の機械加工(ボール盤による穴あけ、ドリルによるノズル内のバリ取り加工、シーラーによる包装等)	作業の危険性は、認識していると思われる。	危険性	危険性	7.5	-	○	-	無	有	立ち作業のため、初めうちは足が張っていたが、今はそれほどない。
50				男性	54	専業	旋盤を用いた、調整ボルトの切削(外径仕上げ)加工	作業の危険性は、認識していると思われる。	危険性	危険性	8	-	○	-	有	有	なし
51				女性	78	内職	シーラーを用いた包装・部品を入れたケースのキャップ部に巻かれたシュリンクフィルムにドライヤーを当て、収縮させて閉じる作業 ・部品の機械加工	それほど危険とは認識していない。	危険性/有害性	危険性/有害性	10	-	-	-	無	無	なし
52			金属製品製造業	女性	74	内職	フライス盤を用いた燃料噴射ノズル部品の面取り加工	作業の危険性を認識している様子であった。	危険性	危険性	8	-	○	-	無	有	なし
53				男性	80	内職	フライス盤を用いた燃料噴射ノズル部品のバリ取り加工	自身の作業は特段危険ではないと感じている。	危険性	危険性	8	-	○	-	無	無	なし
54				女性	73	内職	燃料噴射ノズル部品を入れたケースのキャップ部に巻かれたシュリンクフィルムにドライヤーを当て、収縮させて閉じる作業 ・部品の機械加工	ドライヤーを当てる作業は、それほど危険とは認識されていない。	危険性/有害性	危険性/有害性	8	-	-	-	無	有	肩が痛む。
55				女性	64	内職	燃料噴射ノズル部品の機械加工(タレット盤による切削、ハフ研磨機による研磨等)	作業の危険性は、認識していると思われる。	危険性/有害性	危険性/有害性	8	-	○	-	無	有	足腰に疲れが出ている。
56				男性	67	内職	燃料噴射ノズル部品の機械加工(タレット盤による切削、ハフ研磨機による研磨等) ・同部品の焼入れ作業	同上	危険性/有害性	危険性/有害性	8	-	○	-	無	有	足腰に疲れが出ている。
57				女性	75	内職	タレット盤を用いた燃料噴射ノズル部品の切削加工	作業の危険性は、認識していると思われる。	危険性	危険性	8	-	○	-	無	有	腰痛がある。



【別添2】家内労働者に対するヒアリング調査 まとめ表 (その5)

No.	地域	都府県	業種	性別	年齢	専業的・内職的	元職業	従事している危険有害業務の種類	危険性/有害性	危険有害性の認識	1日の労働時間	家内労働法の遵守状況(安全衛生関係)	左記以外で実施している安全衛生対策	過去のヒヤット・災害事例の有無	今後の安全衛生対策の有無	労災保険特別加入の有無	健康上の悩み・問題点				
58				男性	67	内職		動力織機を用いた帯の織機り作業(主に検反、紋紙準備、管巻き等)	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	11	交付書面の掲示	容器使用・表示	保護具の使用	危険物の取扱い	織機への防護措置(努力義務) ・織機の簡単な調整、修理 ・町の一般健康診断を年1回受診	有	無	無	骨盤が歪んでいる。	
59				女性	65	内職		動力織機を用いた帯の織機り作業	危険性/有害性	同上	11	-	-	×	-	-	なし	なし	なし	なし	
60				女性	88	内職		動力織機を用いた帯の織機り作業	危険性/有害性	同上	11	-	-	-	×	-	-	なし	なし	なし	なし
61				女性	75	内職		動力織機を用いたちりめん織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	10	-	-	-	×	-	-	有	無	無	・膝痛がある ・腰痛が少しある。
62				男性	70	内職		同上	危険性/有害性	同上	10	-	-	-	×	-	-	有	無	無	・膝痛がある ・腰痛が少しある。
63				男性	70	内職	*	動力織機を用いた織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	10	-	-	-	×	-	-	有	無	無	・尋常性白斑を患っている。 ・腰痛がある。
64				女性	65	内職		同上	危険性/有害性	同上	10	-	-	-	×	-	-	有	無	無	腰痛がある。
65				女性	52	内職		動力織機を用いた織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性がある程度認識している。	9	-	-	-	×	-	-	無	無	無	・織機作業に従事する前から、片方の耳に少し難聴がある。 ・腰痛がある。
66				女性	65	内職		動力織機を用いた織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性がある程度認識している。	9	-	-	-	×	-	-	無	無	無	腰痛がある。
67		京都府	繊維工業	男性	67	内職	*	動力織機を用いた帯の織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	11	-	-	-	×	-	-	有	無	無	目に黄斑変性症があり、入院している。
68				女性	67	内職		同上	危険性/有害性	同上	11	-	-	-	×	-	-	有	無	無	冷えがある。
69				女性	75	内職	*	動力織機を用いたちりめん織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	8.5	-	-	-	×	-	-	無	無	無	・左耳が聞こえづらい。 ・膝が痛い。
70				男性	-	その他		同上	危険性/有害性	同上	1.5	-	-	-	×	-	-	無	無	無	なし
71				男性	67	内職	*	動力織機を用いた帯の織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	11	-	-	-	×	-	-	有	無	無	腰痛がある。
72				女性	62	内職		同上	危険性/有害性	同上	11	-	-	-	×	-	-	有	無	無	なし
73				男性	61	専業		動力織機(紋織機)を用いた織機り作業	危険性/有害性	織機作業の危険有害性を認識している。	6.5	-	-	-	×	-	-	有	無	無	織機の右側にあるしゃべりばかり使用のため、肩が痛くなる。

【別添2】家内労働者に対するヒアリング調査 まとめ表（その6）

No.	地域	都府県	業種	性別	年齢	職業的/内職的	元職業	従事している危険有害業務の種類	危険有害性の認識	1日の労働時間	家内労働法の遵守状況(安全衛生関係)	左記以外で実施している安全衛生対策	過去のヒヤット・災害事例の有無	今後の安全衛生対策の有無	労災保険特別加入の有無	健康上の悩み・問題点
74				男性	77	内職	*	工業用の動力ミシンを用いた靴の縫製作業	ミシンには危険防止用のカバーもついており、危険な作業とは考えていない。	8	交付書面の提示	容器使用・表示	-	-	無	なし
75				女性	70	内職		工業用の動力ミシンを用いた靴の縫製作業(主に糸の端未処理作業を実施)	同上	8	-	-	-	-	無	なし
76				男性	61	職業		工業用の動力ミシンを用いた靴の縫製作業(主に生地や糸等の材料調達を実施)	特に危険な作業とは考えていない。	9	-	-	-	-	無	なし
77				女性	58	内職		工業用の動力ミシンを用いた靴の縫製作業	同上	9	-	-	-	-	無	なし
78				男性	20歳代	その他		工業用の動力ミシンを用いた靴の縫製作業	同上	9	-	-	-	-	無	なし
79				男性	64	職業		裁断機を使用して生地から靴等の部品を切り取る作業	危険性を認識している。	8	-	-	-	-	無	なし
80				男性	59	職業		有機溶剤を使用して生地への印刷を行う作業	特に危険な作業とは考えていない。	8.75	-	○	○	x	無	なし